

1. 撮影の企画や計画について

- ① 撮影前には撮影計画についてよく話し合い、人に迷惑がかかりそうな箇所を撮影参加者全員で確認しておく。また、以前の撮影での反省点を確認し撮影計画を立てる。

- ② 人間以外には肖像権は発生しないため、看板や建物は基本的には映像に映っていても問題はない。ただし、看板を持つお店や建物がその映像の内容によって不利益を被ってはならない。それらを踏まえて事前にストーリーやシナリオを考える。

- ③ 撮影前のロケハン（実際に収録する場所の下見）において、どのように人員及び機材を配置し、撮影を行うかについて、人通りの少ない場所か、一般の方の活動を邪魔しないか、背景（映したいもの・映したくないもの）を考慮しながら検討する。

- ④ ロケハン終了後、撮影管理責任者に報告するための書類（①撮影企画（計画）書、②台本、③絵コンテ（カット表）に必要事項を書き込みしたもの、④現場見取図）を作成する。

書類には、人通りの状況、肖像権やプライバシーを侵害する危険のある表札やナンバープレートがあるか、撮影を行えるスペースがあるか、撮影許可の申請先などを記す。

現場見取図には、①カメラの位置と方角、②役者の位置及び動線、③交通整理等を行う現場担当の位置、④人物・持ち込み機材の位置、⑤被写体との距離などを書き込む。

- ⑤ 公序良俗に反していないか、誹謗中傷にあたらぬか、他の人の活動の妨げにならないかなどの観点から、撮影管理責任者が撮影計画や企画全体をチェックする。

2. 全ての撮影に共通して

- ① 時間的な余裕をもって、公共・民間を問わず撮影場所の所有者または管理者の許可を得て、部長及び撮影管理責任者に当該撮影許可書の確認を受ける。撮影時には撮影許可書を必ず携帯する。
- ② 屋外での撮影では撮影現場に現場担当を一人入れ、交通整理や一般の方へ説明を行う。また現場担当は撮影時に一般の方の通行や活動の邪魔になっていないか、撮影の範囲が大きくなりすぎていないかを常に確認する。
- ③ 撮影関係者以外の個人が特定できる場合には肖像権の侵害にあたるため、撮影関係者以外の方が映り込むことがないように、撮影時にモニターできちんと確認し、映り込みがあった場合には、再度撮り直すか適切な編集作業を施す。(編集作業としては、特定できないようにぼかす。) 建物が映ることは問題ないが個人の住宅が特定できないように撮影する。また、画面に映る人物には基本的にエキストラを使う。映り込みに関して撮影時に最終的なチェックを行うのは助監督とする。
- ④ 夜中や朝方の時間帯の撮影は特に音を立てないように気を付ける。撮影時できるだけ話し声を出さないように撮影前には、撮影に関する話し合いを十分に行い、撮影時には、演技中の役者の声などをできるだけ小さい声で収録できるようにマイクの感度を上げる。
- ⑤ 申請した時間どおりに撤収も含めて撮影を終わらせる。
- ⑥ 撮影後、周囲に汚れなどがないか確認する。あった場合は速やかに掃除する。物を移動した場合は、きちんと元の場所に戻す。

3. マンションでの撮影

＝室内の場合＝

- ① 事前に管理組合，管理会社等にビラ配付の許可を得た上で、両隣上下の部屋のポストに断りのビラを投函する。（ビラには撮影の時間、人数、連絡先を記載する。）
- ② 機材運搬の時などに部屋のドアを開けっ放しにしない。

＝廊下など共用スペースの場合＝

- ③ 事前に管理組合，管理会社等に使用申請を行い，許可を得る。
- ④ 移動や機材の運搬は静かにスムーズに行い、住民の方の邪魔になる場合は撮影を中断し、住民の方を優先する。
- ⑤ 表札の映りこみには特に気をつける。映っている場合には取り直しするか、編集でぼかしをいれる。

4. 大学での撮影

- ① 大学のイベントの開催時間になるべく場所と時間が被らないようにする。
- ② 授業がある時間には撮影しない。

5. お店での撮影

- ① お店の方だけでなく他の利用者の方にも撮影していること、終了時間を伝える。
- ② 商品に触れたり、使用する場合は買い取る。または、自分たちで用意したものを使用する。

6. 公園での撮影

- ① 公園を管轄する管理事務所等に公園使用許可申請について事前に相談の上、必要な手続きを行う。
- ② 子供の映りこみに特に気をつける。保護者の方がいる場合は口頭で撮影する旨、場所、時間などを説明する。
- ③ 遊具やベンチなどを使用する場合には、他の利用者の有無を確認する。また、撮影中に他の利用者が来た場合には、そちらを優先させる。

7. 公道での撮影

- ① 撮影場所を管轄する警察署に道路使用許可申請について、事前に相談の上、必要な手続きを行う。
- ② 撮影場所となる公道を管轄する国・地方公共団体の事務所に道路占有許可申請について、事前に相談の上、必要な手続きを行う。
- ③ 警察等からの許可条件及び指導事項を厳守する。
- ④ 通行車両の視認性を高めるため誘導灯を用いる。車両の邪魔になるような場合は撮影を中断し、車両の通行を優先する。
- ⑤ ナンバープレートの写り込みは編集で必ずぼかす。

8. 駐車場での撮影

- ① 駐車場を利用する他者の邪魔にならないようにし、邪魔になる場合は撮影を中断し、他者の利用者を優先する。また、三脚は使用せず、駐車スペースに機材を置かない。

9. 編集にあたって

- ① 人が写り込んでいる場合はぼかしをいれ、肖像権に反しないよう個人を特定できないようにする。ナンバープレートや表札も特定できる場合はプライバシーに反しないよう、ぼかしをいれ特定できないようにする。
- ② 撮影関係者以外の方の声が録音されていた場合、その音源は使用しない。
- ③ 既存の音楽を無断で使用することは著作権に反するため、著作権フリーの音源を使用する。
- ④ 編集後、個人が特定できるような写りこみがないか、表札・ナンバープレートが特定できないようになっているか、撮影関係者以外の方の声が入っていないかを撮影管理責任者がチェックする。

10. 撮影後について

- ① 撮影後には撮影参加者全体で反省会を行い、その記録をネット上にアップロードし、部員全体で共有する。反省会ではその撮影で他の人に迷惑がかかった可能性のある箇所や、撮影に場所を提供してくださった方に迷惑がかかっていないかなどを話しあう。
- ② 撮影した映像や録音した音源に個人を特定できる要素があるかを撮影管理責任者がチェックする。あった場合はその素材を使わない、または、編集でぼかしをいれるなど個人が特定できないようにする。
- ③ 最終的に完成した作品は公序良俗に反していないか、肖像権を侵害する写りこみがないか、誹謗中傷になっていないかなどを撮影管理責任者がチェックする。